

事業者、協同組合等の皆様へ

愛媛県経済労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所業務の更なる重点化について

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策について、御協力いただき感謝申し上げます。さて、オミクロン株による陽性者が急増している中、県内の各保健所では、重症化リスクの高い陽性者や症状の悪化した自宅療養者を確実に医療につなぐことを最優先に対応するため、疫学調査の重点化等を図ってきたところです。

しかしながら、管内の感染拡大が顕著な一部の保健所では、業務負荷の増大が続いており、このままでは業務がひっ迫する恐れがあることから、負荷の著しい保健所については、更なる業務の重点化を図ることとしております（別添資料1）。

【重点化のポイント】

- ・保健所が行っていた濃厚接触者の特定は、同居家族のほか、医療機関・高齢者施設等に限定され、濃厚接触者のPCR検査も、医療機関・高齢者施設等の職員や入院患者等に限定されます。
- ・一般事業所には、事業所内の濃厚接触の可能性のある方の洗い出しや連絡をお願いすることになります。
- ・事業所の調査等で濃厚接触の可能性があるとされた方は、ご自身で体調や健康の管理をしていただき、症状が出れば、コールセンター等に連絡して医療機関を受診いただくこととなります。

今回の業務の重点化は、令和4年2月2日（水）の知事臨時記者会見にて公表したとおり、現時点では、ひっ迫の著しい松山市保健所、西条保健所が想定され、今後は、順次、一時的に、前述のとおりこれまで保健所が実施していた疫学調査の一部（濃厚接触の可能性のある方のリストアップや検査など）について、皆様に責任をもって、取り組んでいただく必要があります。

つきましては、別添資料の内容をご確認いただき、適切に対応していただきますとともに、協同組合等におかれては、HP等に掲載するなど、傘下の事業者の皆様への周知も併せてお願いいたします。（別添資料2～5）。

なお、保健所の業務がひっ迫していることから、ご不明な点の管轄保健所へのお問い合わせは控えていただき、各市町や商工会議所・商工会等へ照会いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【別添資料】

- 1 保健所業務の重点化について
- 2 従業員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について
- 3 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ
- 4 社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）が濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱い
- 5 知人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について